

税関	東京	回答 年月日	平成 31 年 3 月 20 日
品名	ファイル型生地見本		
照会内容	見本として使用するための生地見本について、関税定率法第 14 条第 6 号の規定の適用は可能か。		
照会貨物の概要	<p>貨物の性状：インテリア用（張地（椅子用 / ソファ用）、クッション及びカーテン等）の生地見本</p> <p>貨物の内容：インテリア用の生地を見本用の大きさに裁断し、商品説明や色番がラベリングされた台紙に貼付後、これらをまとめて注文収集のための比較・選択ができるようファイル型のサンプルに仕立てられたもの。見本用以外の実物としては使用できない形状となっている。</p> <p>なお、台紙には生地によって 1 枚のみ貼られているものと、複数枚貼られているものがある。</p> <p>貼られている生地の大きさは以下の通り；</p> <p>大：16.5 cm × 18.0 cm</p> <p>中：16.5 cm × 8.5 cm</p> <p>小：16.5 cm × 7.3 cm</p> <p>極小：3.2 cm × 3.2 cm</p> <p>貨物の用途：輸入後は自社ショールーム、取引先・顧客の店舗及び百貨店等で見本として使用する。</p>		
回答	関税定率法第 14 条第 6 号の規定の適用は可能である。		
理由	本品は、貨物の性状、内容、用途により「注文の収集のための見本」であり、「見本用にのみ適するもの」と認められることから、関税定率法第 14 条第 6 号の規定の適用は可能である。		